

告 示

埼玉県選管告示第三号

令和四年一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十区 坂戸市）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和四年一月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙長

埼玉県坂戸市大字森戸千二百八十七番地六

高 篠 一

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県坂戸市大字北浅羽百五十二番地

高 橋 秀 雄